

2023年9月25日

各位

三井住友信託銀行株式会社

ソーシャルローンの契約締結について
(アイフル株式会社)

三井住友信託銀行株式会社(取締役社長:大山 一也、以下「当社」)は、アイフル株式会社(代表取締役社長:福田 光秀、以下「アイフル」)に対し、ローン・マーケット・アソシエーション(LMA)(※1)等が策定した「ソーシャルローン原則」および金融庁が定めた「ソーシャルボンドガイドライン」に則した「ソーシャルローン」の融資契約(以下「本件」)を締結いたしました。

ソーシャルローンは、社会的課題の解決に資する事業に必要な資金を調達する際に用いられる融資です。調達資金の使途がソーシャルプロジェクトに限定されるほか、資金の追跡管理や融資実行後のレポートングを通じ、透明性が確保されるなどの特徴を有しています。

アイフルは、2023年3月22日付で「アイフルグループ ソーシャルファイナンス・フレームワーク」(以下「本フレームワーク」)を策定し、同日付で株式会社日本格付研究所(代表取締役社長:高木 祥吉)より、ソーシャルボンド原則(ICMA)、ソーシャルローン原則(LMA等)及びソーシャルボンドガイドライン(金融庁)への準拠性およびSDGsに係る日本の施策との整合性についてソーシャルファイナンス・フレームワーク評価「Social 1(F)」(※2)を取得しています。なお、本件は本フレームワークに基づくソーシャルローンの融資契約です。

当社では、ソーシャルローンなどのサステナビリティに関するソリューションの提供により、SDGs達成に資するお客さまのさまざまな事業活動を支援するとともに、お客さまの中長期的な企業価値の向上に貢献することを引き続き目指していきます。

<アイフルについて>

アイフルグループは、「誠実な企業活動を通じて、社会より支持を得る」を経営理念として、お客さまの健全な消費活動や事業活動のサポートを通じて経済社会に貢献することを使命としています。当該理念に基づきファイナンシャル・インクルージョンをコンセプトに商品開発へ取り組み、将来を夢見て新たなチャレンジを行う企業をサポートして国内産業の発展に貢献すると同時に、高齢化によって大きな社会課題となっている国内の医療、福祉分野への事業支援や、金融インフラが未成熟な新興国における金融サービスへのアクセスの提供も行うことで社会へ貢献すべく取り組んでいます。

< 本件の概要 >

契約締結日	2023年9月25日
貸付人	三井住友信託銀行
金額	40億円
資金使途(ソーシャルプロジェクト)	本フレームワークにて定める適格ソーシャルプロジェクトへの 充当資金のリファイナンス
適格ソーシャルプロジェクト	中小企業支援、医療・介護施設支援、新興国の個人へ金融 サービスの提供

< 資金使途(ソーシャルプロジェクト)の概要 >

アイフルグループは、本件により調達した資金を、本フレームワークにて定める適格ソーシャルプロジェクトへの充当資金のリファイナンスに充当いたします。アイフルグループは、適格ソーシャルプロジェクトを通じ、全ての方々に金融サービスへのアクセスを提供できる社会の実現に貢献していく方針です。

(※1) ローン・マーケット・アソシエーション(LMA)

欧州、中東、アフリカのシンジケートローン市場の流動性、効率性、透明性を改善することを目的とした協会であり、60ヶ国以上に属する700以上の機関が加盟しています。

(※2) ソーシャルボンド原則(ICMA)、ソーシャルローン原則(LMA等)及びソーシャルボンドガイドライン(金融庁)への
準拠性およびSDGsに係る日本の施策との整合性についてのソーシャルファイナンス・フレームワーク評価
株式会社日本格付研究所のウェブサイトをご参照ください。

<https://www.jcr.co.jp/greenfinance/>

以上